

矢作川総合第二期地区

北部幹線併設水路用地測量業務
(豊田市西中山町中清田地内他)

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この特別仕様書は、矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路用地測量業務（豊田市西中山町中清田地内他）（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この特別仕様書により実施するものとする。

(業務概要)

第 2 条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

愛知県豊田市西中山町地内（別添位置図のとおり。）

(2) 調査区域

①地域区分は「耕地」とする。

②調査区域面積は、1.14ヘクタールとする。

(障害物の伐除)

第 3 条 本業務実施のために伐採した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐採したもの又は不注意により伐採したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第 2 章 測量条件及び貸与資料等

(測量の基準及び精度等)

第 4 条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

(1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。

(2) 測量及び面積測定の精度区分は、甲三による。

(3) 縮尺は、500分の 1 とする。

(貸与資料等)

第 5 条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料	数 量	備 考
令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路実施設計その 2 業務	一 式	
その他必要な資料	一 式	

2 受注者が、土地等の登記簿記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第6条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作業項目	数量	備考
作業計画	1業務	
現地踏査	1業務	
公共用地管理者との打合せ	1業務	
横断図面の作成	0.18km	
依頼書の作成	0.18km	
協議書の作成	0.18km	
地図の転写	1.14ha	
転写連続図の作成	1.14ha	
境界の確認	1.14ha	
土地境界確認書の作成	1.14ha	
補助基準点の設置	1.14ha	
境界測量	1.14ha	
境界点間測量	1.14ha	
用地境界仮杭設置	1.14ha	
面積計算	1.14ha	
用地実測図の作成	1.14ha	
用地平面図等の作成	1.14ha	
区分地上権設定範囲図の作成	1枚	

(指示事項)

第7条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

- (1) 公共用地管理者との打合せ
公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。
- (2) 横断面図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (3) 依頼書の作成
公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。
- (4) 協議書の作成
境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。
- (5) 境界の確認
 - ① 立会通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。
 - ② 杭の規格は4.5cm×4.5cm×45cmとし、原則として黄色のペイントで着色する。
 - ③ 境界確認に伴う立会人の日当(1日あたり4,770円(税込))は、受注者の負担とする。立会人は14人を想定している。
立会における遠方者(立会を要する土地の市町村内在住者及び隣接市町村内在住者を除く。)の旅費が発生する場合は受注者の負担とし、その額について別途監督職員の指示によるものとする。
また、日当(旅費を含む)の支払いについては、立会当日に行うこととし、受領者からは領収書を徴収するものとする。
- (6) 補助基準点の設置
杭の材料及び規格は、木杭6.0cm×6.0cm×60cm又はプラスチック杭7.0cm×7.0cm×60cmとし、原則として白色のペイントで着色する。
- (7) 用地境界仮杭の設置
 - ① 現況実測平面図等に基づき地上権設定等土地使用する用地について、用地境界仮杭を設置する。
 - ② 杭の材料及び規格は、木杭又はプラスチック杭4.5cm×4.5cm×45cmとし、原則として赤色のペイントで着色する。
- (8) 面積計算
地上権設定等土地使用する用地について面積計算を行うものとする。また、地上権設定に係る残地についても面積計算を行う。
- (9) 用地実測図の作成
図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (10) 用地平面図・区分地上権設定範囲図の作成
 - ① 用地平面図を基に区分地上権設定範囲図を作成する。
 - ② 上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
 - ③ 図面の用紙はポリエステルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。
- (11) その他
 - ① 本業務が土地所有者(以下「所有者」という。)の財産に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、所有者に不信の念を抱かせる言動を慎むよう十分注意しなければならない。
また、本業務によって知り得た所有者側の事情及び成果物の内容等を他に漏らしてはならない。
 - ② 所有者からの意見、質問等で重要と認められる事項については、十分その意向を把握したうえで、速やかに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
 - ③ 測量対象の土地以外の土地に立ち入る場合は、その土地の権利者の了解を得るものとする。
 - ④ 第4条に示す作業項目及び数量を想定しているが、本業務の実施過程により、作業項目及び数量に変更が生ずる可能性がある。

第 4 章 成果物

(成果物等)

第 8 条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成 果 物	数 量	装 丁 等	
(1) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原 本	1 部	綴じ込み
(2) 土地境界立会確認書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原 本	1 部	綴じ込み
(3) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原 図	1 部	図面ファイル
(4) 用地平面図等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原 図	1 部	図面ファイル
(5) 区分地上権設定範囲図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原 図	1 部	図面ファイル

注 1 : 成果物の「電子データ」とは、PDFファイル及びCADデータを想定している。

2 : 成果物の電子データCD-R等は、全体で正副 2 枚とする。

2 成果物は市販ファイル（長期使用に耐えられるもの）綴じとする。

3 成果物の提出先は、東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所とする。

第 5 章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第 9 条 管理技術者の要件は、共通仕様書第 1 章第 8 条 3 によるものとする。

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者を含めて 2 名の担当技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所とする。

(1) 着手時前

(2) 中間打合せ 1 回

(3) 成果物納入時

ただし、別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 2 章第 42 条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(低入札価格契約における第三者照査)

第10条 別紙に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1章第9条 照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査を行う企業に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第98条において準用する予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 令和7・8年度競争参加審査申請の定期受付において、申請を行い受理されている者で、東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。
- (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1章第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の当該業務部門の業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第9条の業務打合せに示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1章第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(保険加入)

第11条 受注者は、共通仕様書第1章第37条に示されている保険に加入している旨を作

業計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(契約変更)

第12条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第6条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第7条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 第8条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 第9条第2項に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) その他

(疑義)

第13条 本特別仕様書に定めなき事項及びこの業務の実施にあたり、疑義が生じたときは必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあつては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測 量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	一括計上価格の額